

# 意見書

平成 21 年 9 月 4 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 980-0811

住所 みやぎけんせんだいしあおぼくいちばんちょう 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目 7 番 1 号

氏名 とうほく 東北インテリジェント通信株式会社

代表取締役社長 しばた かずしげ 柴田 一成

情報通信審議会議事規則第 5 条により、平成 21 年 8 月 6 日付け情審通第 57 号で公告された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章		具体的内容
第3章 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備	1. FTTxサービス	<p>(2) ドライカップのサブアンバンドル（FTTRサービス）</p> <p>ドライカップのサブアンバンドルに反対いたします。</p> <p>サブアンバンドルの上部区間については、他に転用できないこと及び保守用に上部区間を利用していることから、当該コストの負担は下部区間の利用者が負担すべきと考えます。</p> <p>今回のような「設備形態はそのまま、かつ料金だけ安くする」といったFTTR提供コストの負担軽減を目的としたサブアンバンドルについては、設備競争を行う事業者にとって不利な施策であり、実施すべきではないと考えます。</p>
	3. 固定ネットワークインフラの利活用	<p>(1) 中継ダークファイバの空き芯線がない区間のWDM装置の設置</p> <p>1) WDM装置の既設区間</p> <p>貸し出しルールの整備そのものについて反対いたします。</p> <p>今回のWDM装置の接続料化については、現行の制度のなかで設備投資リスクを負って設備競争を実施している事業者の公正な競争を阻害するものであることから、実施すべきではないと考えます。</p> <p>本件については、非ブロードバンド地域の基盤整備の円滑化の観点から要望された事項ですが、非ブロードバンド地域</p>

			<p>の解消については、光ファイバだけでなく、WiMAXや衛星設備などの幅広い技術的な検討を行い、対応策を検討していくべきと考えます。</p> <p>2) WDM装置の未設区間</p> <p>WDM装置の義務付けは、設備競争を行う事業者の公正な競争条件を阻害するため、WDM装置の設置を義務化しないことに賛同いたします。</p> <p>光ファイバの普及は設備競争の促進により、複数の事業者が光ファイバを整備することが重要であり、WDM装置の設置義務付けは設備競争が阻害され、結果として光ファイバ整備が遅れることにつながりかねないと考えます。</p>
<p>第5章 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方</p>	<p>1. 接続料算定上の課題</p>	<p>(3) その他</p>	<p>2) 加入光ファイバ接続料・ドライカップ接続料等の見直しについて</p> <p>2011年度以降の加入光ファイバ接続料の検討にあたっては、設備競争を行う事業者の採算性を考慮の上、多角的な観点から検証を行い、公正な設備競争環境が整備されることを要望いたします。</p>

以上